

熊本県の産業振興施策のための寄附要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県の産業振興施策のための寄附の受領を行う際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(寄附を行う者)

第2条 寄附を行う者は、熊本県の産業振興施策の趣旨に賛同する法人、その他の団体及び個人とする。

(寄附)

第3条 この要領において、寄附とは、寄附を行う者が熊本県に対して行う資金の提供の行為をいう。

(申込等)

第4条 寄附を行おうとする者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ別記様式による寄附申込書（以下「申込書」という。）を熊本県に提出するものとする。

2 熊本県は、申込書の提出があった場合、第6条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、速やかに受理するとともに、申込者に対し、受理した旨を通知するものとする。

(寄附金の納付等)

第5条 申込者は、前条第2項による通知を受けたときは、納期限までに熊本県が指定する納入通知書により、寄附しようとする金額を納付するものとする。

2 寄附金の領収書は、原則として金融機関が発行する納入通知書兼領収書で代えるものとする。

(申込書の不受理)

第6条 熊本県は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を行うと認められる者
- (2) 法令又は公序良俗に反する者
- (3) 使途の限定を条件とした寄附を申し出る者
- (4) その他熊本県が不相当と判断する者

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する